

浦安市資源回収事業奨励補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浦安市資源回収事業奨励補助金交付規則（平成5年規則第44号。以下「規則」という。）第9条の規定により、補助金の交付事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規則第2条第1号に規定する、繊維類及び皮革類とは下表のものを指すものとする。ただし、該当品目であっても、カビ・濡れ等リサイクルに支障をきたす品目は除外するものとする。

衣類全般(皮革類、肌着、スーツ、セーター、着物、ダウンジャケット含む)、シーツ、タオル、ハンカチ、靴下、ストッキング、毛布、タオルケット、カーテン(レース含む)、ネクタイ、帽子、手袋、ベルト、ぬいぐるみ、バッグ(再使用可能)、靴(スキーブーツを除く)

(申請期日等)

第3条 規則第5条に規定する申請は、実施月単位で行うものとし、当該実施月の翌月10日を期日とする。ただし、10日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日を期日とする。

2 前項の期日までに提出することができない場合は、当該月以降においても申請することができる。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第1項第4号により、年度をまたぐ申請は認められない。

附 則

この要領は、平成26年7月回収分から適用する。